

令和6年度 第4回
山形地方最低賃金審議会

期 日 令和6年9月9日（月）
午前10時00分
場 所 山形労働局 大会議室

会 議 次 第

- 1 開会
- 2 議事
 - (1) 山形県最低賃金の改正決定に関する異議の取扱いについて（諮問・答申）
 - (2) 山形県特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性について（答申）
 - (3) 山形県特定（産業別）最低賃金の改正決定について（諮問）
 - (4) その他
- 3 その他
- 4 閉会

資 料 目 次

I 異議申出書 (写)	1
(申出者については諮問文別紙のとおり)	

2024年8月22日

山形労働局長さま

新庄最上ローカルユニオン
執行委員長 佐藤 忠志

異議申出書

2024年8月21日に意見の提出があった「山形県最低賃金の改定決定に係る山形地方最低賃金審議会の意見の要旨」について、以下のとおり異議を申し上げます。

記

1 異議の内容

- (1) 1時間955円の賃金額を少なくとも1500円とすること。
- (2) 首都圏などとの賃金格差を解消すること。

2 異議の理由

- (1) 最低賃金そのもので生活している私たち組合員の生活実態を反映した金額となっていません。

今回改定される最低賃金でも年200万円にはほど遠い金額です。多くの労働者の賃金は最低賃金を目安にするにしても、その金額よりも高いように見受けられます。しかし、私たちの組合員は最低賃金そのもので生活しています。それを考えれば「180万円程度」の年収で生活ができるのか？公益委員の方にも使用者側委員の方にも再検討をお願いいたします。

- (2) 居住する地域によって生活水準が異なることは「憲法上も許されない」と考えています。

また、地方自治体の財政・政策を制限するものであり、人口の過疎と集中の矛盾を拡大するものに他なりません。

3 その他

付帯決議を支持します。政府には中小・小規模事業者には直接の支援をしながら最低賃金の全国的底上げをはかっていくように求めます。

以上、提出いたします。



2024年9月3日

山形労働局長 小林 学 様
 山形地方最低賃金審議会 村山 永 様

山形県 2024 年国民春闘共闘委員会
 代表幹事 荻原 圭子
 代表幹事 菅家 誠
 代表幹事 西岡 斉治
 山形県医療労働組合連合会
 執行委員長 鶴巻 学
 山形県労働組合総連合
 議長 荻原 圭子

異議申出書

猛暑や豪雨災害のもと、山形県最低賃金の適正な改定に向けて審議に尽力された貴職および山形地方最低賃金審議会の関係各位に、心より敬意を表します。

審議会では、労側使側ともに、労働者の窮状や地域経済の現状を直視し、最低賃金の引き上げが必要だとする共通認識の下で議論を進められたものと認識しております。また、8月21日の山形地方最低賃金審議会による答申では、その付帯決議において、生産性向上を目的とした国の補助金・助成金を複数年度にわたり活用できるようにすること、賃上げ分を含む価格転嫁について国が特に大企業に対する監督・指導を徹底すること等を求めています。「各大学では新たな財源を確保するために、外部資金の増加や固定資産の有効活用等に努めていますが、これらの取り組みは地域経済の規模に大きく左右されているため、地方の大学は大都市圏に比べてさらに厳しい状況に直面しています」（国立大学協会声明に関する玉手英利山形大学長所感「高等教育の在り方について、いま議論すべきこと」（2024年7月4日）との指摘もあるように、地域経済そのものの格差がある中、「（補助金、助成金などの）Cランクの地域に対する要件緩和や予算の傾斜配分など」も求めておられます。これらは、県民各層の声を代表して最低賃金引き上げに必要な主張を国に強く求めている内容であり、大いに共感するものです。

しかしながら今回の答申では地域間格差は解消せず、また、長引く物価上昇から労働者の生活を守り向上させる水準とは言い難いと考えます。

徳島地方最低賃金審議会では、使側委員からも賛成者が出る中、目安+34円の答申が出されました。今後最低賃金制度の抜本的な改善と合わせて、地方最低賃金審議会が独自性を発揮することがいっそう期待される状況になっていくと考えます。

以上をふまえ、熟慮の結果、下記のとおり異議の申出をいたします。貴職および関係各位のご賢察を何卒よろしくお願い申し上げます。



記

【1】異議申出の趣旨

山形地方最低賃金額を時間額 1,500 円としてください。または、時間額 1,000 円としたうえで、早急に 1,500 円に引上げるための計画を示してください。

【2】異議申出の理由

(1) 時間額 1,500 円等の根拠

私たちは、静岡県立大学の中澤秀一准教授とともに取り組んだ最低生計費試算調査（マーケットバスケット方式／日本学術振興会科学研究費助成あり）の結果をふまえ、時間額 1,500 円を最低限必要な生計費として主張してきました。

2016 年の調査では、例えば、夫婦ともに低賃金の非正規雇用労働者であったとしても、夫婦ともに時給 1,500 円で年間 1,800 時間（月平均 150 時間）働いた場合には、夫婦の合計年収が 540 万円で、子どもを 2 人産み育て始めることがある程度可能な金額になります。子どもの発達に不可欠とされる、親が子どもに関わる時間もある程度確保することが可能です。子どもの生育に伴い必要となる教育費は他の社会保障制度等で補わざるを得ないものであり、2016 年より後の物価高騰は考慮していない点からも、当面最低限の水準として要求する金額です。

8 月 21 日の山形地方最低賃金審議会による答申額は、この時間額 1,500 円の 3 分の 2 に満たないものです。仮に時間額 1,500 円を早急に実現すべき目標額と認めつつ今回は先送りするにしても、同審議会労側主張額であり、私たちが取り組んだアンケートの近年の回答で最多でもあった「時間額 1,000 円」が譲れない金額です。

(2) 医療・介護労働者の賃上げ・地域間格差解消の必要性

医療・介護労働者は国家資格を持ち、国が定める全国一律の診療報酬や介護報酬制度の中で、安定的な医療・介護供給体制を維持するために奮闘しています。しかしその賃金は、各々の医療機関や介護施設によって決められるため、自ずと所定内賃金が地域の最低賃金額に連動する水準となり、そのことが地域間での格差を生み出しています。特に介護分野では、山形県内の介護福祉士は平均年収 276 万円・時給 1,099 円と、東京都の同 362 万円・1,414 円、全国平均の 338 万円・1,115 円

（「求人ボックス給料ナビ」8/26 参照）との比較でも低額なのは明らかです。看護師についても同様に地域間格差が依然大きく、こうした事が地方から都市部への人材流出の要因のひとつとなっています。これら格差の是正を行わなければ医療・介護労働者の人手不足・地域間偏在は解決できないと考えます。

賃金の地域間格差の根底にあるのが地方最低賃金の地域間格差であり、その解消が急がれます。

【3】その他

同日付けで「要望書」につきましても提出いたします。

以上

2024年9月3日

山形労働局長 小林 学 様
山形地方最低賃金審議会 村山 永 様

山形県 2024 年国民春闘共闘委員会
代表幹事 荻原 圭子
代表幹事 菅 家 誠
代表幹事 西岡 斉治
山形県医療労働組合連合会
執行委員長 鶴 巻 学
山形県労働組合総連合
議 長 荻原 圭子

要望書

日頃のご尽力に心より敬意を表します。

8月21日の山形地方最低賃金審議会による山形県最低賃金についての答申をふまえ、下記のとおり要望いたします。

なお、これをもって、本日付「異議申出書」（以下でも「異議申出書」）の趣旨の補足にもあてさせていただきたいと思っております。

ご賢察を何卒よろしくお願い申し上げます。

記

【1】 要望の趣旨

異議申出書記載の必要最低生計費を賃金として支払ううえで、最低賃金額決定要素のひとつでもある企業の支払能力が不足する場合、以下に例示したような内容・規模の中小企業支援などを求めてください。

- ① かつての農家に対する価格保障・所得保障等も参考に、生産性向上を前提としない賃金の直接助成を行うこと。
- ② この直接助成金は中小企業に対する前渡しとすること。
- ③ この直接助成金の予算総額の規模は、必要最低限の生計費を賃金として支払う場合の金額と、現在労働者に支払っている賃金との差額を、山形県内の労働者すべてについて足し上げた総額を参考にすること。
- ④ 上記③の試算を山形労働局あるいは山形地方最低賃金審議会として行うことが困難な場合には、政府を含む関係機関に求めること。

【2】要望の理由

最低賃金法では、最低賃金額の決定三要素のひとつに企業の支払能力が挙げられています。この制度は問題の多いものだと考えているため、私たちは、最低賃金法を改正し、必要な中小企業支援を国に義務付けることを求めつつ、決定要素から支払い能力を削除するよう提案し、与野党を含む国会議員の賛同も拡がりつつあります。しかし現行法制下では、仮に必要最低生計費が時間額1,500円だと最低賃金審議会にご認識いただいたとしても、支払い能力論により、答申額が1,500円に満たないことはあり得ます。

また、大企業が適切な価格転嫁を怠り、これに対する政府の対応も不十分であるため、地域経済改善がいたずらに遅れさせられている下では、労働局や審議会がその窮状を告発するとともに、政府・関係機関に対し必要な支援策を具体的に要請することが極めて重要だと考えます。徳島、福井など、本年度も、あるべき具体的な最低賃金額に言及する知事が増えており、地方最低賃金の審議過程で必要最低限の生計費額が示されることは社会的要請と言えます。

以上をふまえ私たちは、答申額を最大限重視しつつ、審議会の審議過程や、付帯決議に表わされた政府・関係機関への要請事項をも重視し、単に金額のみによらずに総合的に勘案した上で、異議申出書を提出しました。そのことにより、当面賃金では生計費を賄うことができない労働者のみなさんにも、問題の本質をお示しし、展望を持っていただく一助になるとも考えます。

これらの点をふまえ、以下のとおり要望の理由を申し述べます。

- (1) 近年、最低賃金審議会の審議の公開が進んでいることは歓迎しています。しかし現状では未だ、労側の金額主張は明らかにされているものの、山形県最低賃金審議会全体として、必要最低限の生計費が結局いくらだと認識されているのか、そもそもそのことが議論されているのか否か、全く不明だと言わざるを得ません。

これでは、当面賃金では生計費を賄うことができない労働者のみなさんの納得感は得られないものと考えます。

山形労働局あるいは山形地方最低賃金審議会としては、そうした生計費の試算を行うことが困難だということもあり得ると思います。その場合には、最低賃金法の趣旨に鑑み、政府その他の関係機関が責任をもって生計費を調査し提示すべきではないでしょうか。年度により金額が上下しがちな標準生計費については、政府自身が、最低賃金額検討の際に用いるべき生計費の資料ではないと認めています。

- (2) 審議の過程で、「政府が実質賃金向上の手段として最低賃金を上げるというならば」という前提で、「(農家の価格保障・所得保障のような)賃金への直接支援が欠

かせない」というご主張があったものと認識しています。非常に的を射たご指摘だっただけに、この点が付帯決議に反映していないように見えることは残念です。

政府筋は、生産性向上を中小企業支援の前提に置くことに固執していると思われる。しかし、前述のとおり、地域経済の規模そのものに格差がある下では、生産性向上を前提とするゆとりは失われつつあります。そもそも中小企業の「生産性」が低く見えるのは大企業が中小企業からの価格転嫁の求めに応じないことにも起因しています。日本経済を根底から支える中小企業やそこで働く労働者の「生産性」は既に十分高い可能性があることを念頭に置かねばなりません。

岩手、福井など県による中小企業支援策が拡がりを見せています。また、中小企業が「成果」を上げる前に助成金を「前渡し」するタイプのもも現れており、こうした支援の在り方が社会的にも求められ始めていることがうかがえます。

以上

写

山形労発基 0909 第 1 号
令和 6 年 9 月 9 日

山形地方最低賃金審議会
会長 村山 永 殿

山形労働局長
小林 学

山形地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問）

標記について、別紙の申出者から、別添のとおり最低賃金法第 11 条第 2 項に基づく異議の申出がありましたので、貴審議会の意見を求めます。

別紙

受理日	件名	団体名	左記団体の代表者名 (又は個人)
令和6年8月23日	異議申出書	新庄最上ローカルユニオン	執行委員長 佐藤忠志
令和6年9月3日	異議申出書	(1)山形県 2024 年 国民春闘共闘委員会 (2)山形県医療労働組合連合会 (3)山形県労働組合総連合 (※3団体連名)	(1)代表幹事 ・荻原圭子 ・菅家 誠 ・西岡斉治 (2)執行委員長 鶴巻 学 (3)議長 荻原圭子

(受理日順)

写

令和6年9月9日

山形労働局長
小林 学 殿

山形地方最低賃金審議会
会長 村 山 永

当最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（答申）

令和6年9月9日貴職から、8月21日付け山形県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する別紙の申出者からの異議申出について意見を求められたので、慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

令和6年8月21日付け答申どおり決定することが適当である。

別紙

受理日	件名	団体名	左記団体の代表者名 (又は個人)
令和6年8月23日	異議申出書	新庄最上ローカルユニオン	執行委員長 佐藤忠志
令和6年9月3日	異議申出書	(1)山形県 2024 年 国民春闘共闘委員会 (2)山形県医療労働組合連合会 (3)山形県労働組合総連合 (※3団体連名)	(1)代表幹事 ・荻原圭子 ・菅家 誠 ・西岡斉治 (2)執行委員長 鶴巻 学 (3)議長 荻原圭子

(受理日順)



令和6年9月9日

山形労働局長
小林 学 殿

山形地方最低賃金審議会
会長 村 山 永

山形県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和6年8月21日付け山形労発基0821第1号をもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった山形県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議を重ねた結果、山形県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。

写

令和6年9月9日

山形労働局長
小林 学 殿

山形地方最低賃金審議会
会長 村 山 永

山形県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和6年8月21日付け山形労発基0821第2号をもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった山形県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議を重ねた結果、山形県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。



令和6年9月9日

山形労働局長
小林 学 殿

山形地方最低賃金審議会
会長 村 山 永

山形県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定の必要性
の有無について（答申）

当審議会は、令和6年8月21日付け山形労発基 0821 第3号をもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった山形県自動車・同附属品製造業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議を重ねた結果、山形県自動車・同附属品製造業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。

写

令和6年9月9日

山形労働局長
小林 学 殿

山形地方最低賃金審議会
会長 村 山 永

山形県自動車整備業最低賃金の改正決定の必要性の有無に
ついて（答申）

当審議会は、令和6年8月21日付け山形労発基 0821 第4号をもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった山形県自動車整備業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議を重ねた結果、山形県自動車整備業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。



山形労発基 0909 第 2 号
令和 6 年 9 月 9 日

山形地方最低賃金審議会
会長 村山 永 殿

山形労働局長
小林 学

最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律 137 号）第 15 条第 2 項の規定に基づき、下記最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記

- 1 山形県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業最低賃金（平成 20 年山形労働局最低賃金公示第 2 号）
- 2 山形県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成 20 年山形労働局最低賃金公示第 3 号）
- 3 山形県自動車・同附属品製造業最低賃金（平成 20 年山形労働局最低賃金公示第 4 号）
- 4 山形県自動車整備業最低賃金（令和 2 年山形労働局最低賃金公示第 5 号）

最低賃金引上げの支援策

～最低賃金改定前の申請をご検討ください～

業務改善助成金

事業場内最低賃金を引き上げ、**設備投資等を行った**中小企業に、その費用の一部を助成します。中小企業で働く労働者の賃金引上げのための生産性向上の取組が支援対象です。

賃上げコース区分	助成上限額
30円コース	30万円～130万円
45円コース	45万円～180万円
60円コース	60万円～300万円
90円コース	90万円～600万円

活用例

30人の事業場で、事業場内最低賃金労働者5名の時給を45円引き上げた場合、設備投資にかかった費用に対し最大100万円が助成されます。

活用のポイント

賃上げ + 設備投資

- ・賃上げと設備投資等を含む生産性向上に資する計画を作成
- ・中小企業が利用できる
- ・助成額は、賃金の引上げ額、引上げ労働者数等によって決まる
- ・設備投資等は、交付決定を受けた後

キャリアアップ助成金 (賃金規定等改定コース)

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を**3%以上増額**改定し、その規定を適用させた場合に助成します。パートタイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引上げが対象です。

3%以上5%未満増額改定した場合	5万円
5%以上増額改定した場合	6万5,000円

1人当たりの助成額（大企業の場合は2/3）
1事業所あたりの上限は100人分

活用例

中小企業が賃金規定等を5%増額改定し、10名の有期雇用労働者の賃上げを実施した場合、65万円支給されます。

活用のポイント

賃上げ

- ・賃金規定等の改定キャリアアップ計画を作成
- ・中小企業と大企業が利用できる
- ・助成額は、1人当たり定額
- ・最低賃金の改定に伴う賃金規定等の改定をした場合も助成対象

業務改善助成金

検索



キャリアアップ助成金

検索



報道関係者 各位

令和6年8月29日

【照会先】

労働基準局賃金課

課 長 篠崎 拓也

副主任中央賃金指導官 川辺 博之

(代表電話) 03 (5253) 1111 (内線 5546)

(直通電話) 03 (3502) 6758

全ての都道府県で地域別最低賃金の改定額が答申されました

～答申での全国加重平均額は昨年度から51円引上げの1,055円～

厚生労働省は、都道府県労働局に設置されている地方最低賃金審議会が答申した令和6年度の地域別最低賃金の改定額（以下「改定額」）を取りまとめました。改定額及び発効予定年月日は別紙のとおりです。

これは、7月25日に厚生労働大臣の諮問機関である中央最低賃金審議会が示した「令和6年度地域別最低賃金額改定の目安について」などを参考として、各地方最低賃金審議会が調査・審議して答申した結果を取りまとめたものです。

答申された改定額は、都道府県労働局での関係労使からの異議申出に関する手続を経た上で、都道府県労働局長の決定により、10月1日から11月1日までの間に順次発効される予定です。

【令和6年度 地方最低賃金審議会の答申のポイント】

- ・47都道府県で、50円～84円の引上げ（引上げ額が84円は1県、59円は2県、58円は1県、57円は1県、56円は3県、55円は7県、54円は3県、53円は1県、52円は2県、51円は6県、50円は20都道府県）
- ・改定額の全国加重平均額は1,055円（昨年度1,004円）
- ・全国加重平均額51円の引上げは、昭和53年度に目安制度が始まって以降で最高額
- ・最高額（1,163円）に対する最低額（951円）の比率は81.8%（昨年度は80.2%。なお、この比率は10年連続の改善）

(別紙) 令和6年度 地域別最低賃金額答申状況

(参考) 地域別最低賃金の改正手続の流れ

令和6年度 地域別最低賃金 答申状況

都道府県名	ランク	目安額	答申された改定額【円】(※1)	引上げ額【円】	目安差額	発効予定年月日(※2)
北海道	B	50	1010 (960)	50	±0	2024年 10月1日
青森	C	50	953 (898)	55	+5	2024年 10月5日
岩手	C	50	952 (893)	59	+9	2024年 10月27日
宮城	B	50	973 (923)	50	±0	2024年 10月1日
秋田	C	50	951 (897)	54	+4	2024年 10月1日
山形	C	50	955 (900)	55	+5	2024年 10月19日
福島	B	50	955 (900)	55	+5	2024年 10月5日
茨城	B	50	1005 (953)	52	+2	2024年 10月1日
栃木	B	50	1004 (954)	50	±0	2024年 10月1日
群馬	B	50	985 (935)	50	±0	2024年 10月4日
埼玉	A	50	1078 (1028)	50	±0	2024年 10月1日
千葉	A	50	1076 (1026)	50	±0	2024年 10月1日
東京	A	50	1163 (1113)	50	±0	2024年 10月1日
神奈川	A	50	1162 (1112)	50	±0	2024年 10月1日
新潟	B	50	985 (931)	54	+4	2024年 10月1日
富山	B	50	998 (948)	50	±0	2024年 10月1日
石川	B	50	984 (933)	51	+1	2024年 10月5日
福井	B	50	984 (931)	53	+3	2024年 10月5日
山梨	B	50	988 (938)	50	±0	2024年 10月1日
長野	B	50	998 (948)	50	±0	2024年 10月1日
岐阜	B	50	1001 (950)	51	+1	2024年 10月1日
静岡	B	50	1034 (984)	50	±0	2024年 10月1日
愛知	A	50	1077 (1027)	50	±0	2024年 10月1日
三重	B	50	1023 (973)	50	±0	2024年 10月1日
滋賀	B	50	1017 (967)	50	±0	2024年 10月1日
京都	B	50	1058 (1008)	50	±0	2024年 10月1日
大阪	A	50	1114 (1064)	50	±0	2024年 10月1日
兵庫	B	50	1052 (1001)	51	+1	2024年 10月1日
奈良	B	50	986 (936)	50	±0	2024年 10月1日
和歌山	B	50	980 (929)	51	+1	2024年 10月1日
鳥取	C	50	957 (900)	57	+7	2024年 10月5日
島根	B	50	962 (904)	58	+8	2024年 10月12日
岡山	B	50	982 (932)	50	±0	2024年 10月2日
広島	B	50	1020 (970)	50	±0	2024年 10月1日
山口	B	50	979 (928)	51	+1	2024年 10月1日
徳島	B	50	980 (896)	84	+34	2024年 11月1日
香川	B	50	970 (918)	52	+2	2024年 10月2日
愛媛	B	50	956 (897)	59	+9	2024年 10月13日
高知	C	50	952 (897)	55	+5	2024年 10月9日
福岡	B	50	992 (941)	51	+1	2024年 10月5日
佐賀	C	50	956 (900)	56	+6	2024年 10月17日
長崎	C	50	953 (898)	55	+5	2024年 10月12日
熊本	C	50	952 (898)	54	+4	2024年 10月5日
大分	C	50	954 (899)	55	+5	2024年 10月5日
宮崎	C	50	952 (897)	55	+5	2024年 10月5日
鹿児島	C	50	953 (897)	56	+6	2024年 10月5日
沖縄	C	50	952 (896)	56	+6	2024年 10月9日
全国加重平均			1055 (1004)	51	+1	-

※1 括弧内の数字は改定前の地域別最低賃金額

※2 効力発生日は、答申公示後の異議の申出の状況等により変更となる可能性有